



事務所だより6月



◆うつ病検査義務化へ◆

毎年3万人を超えている自殺者を減らすため、具体的な対策を検討している厚生労働省のプロジェクトチームは、職場での健康診断でうつ病などの兆候を調べる検査を義務化するなどの対策案をまとめました。

2011年度からの実施でしょうか。労働安全衛生法の改正(または厚生労働省令の改正)がされるとおもわれます。労働安全衛生法の健康管理義務規定には、企業は常時使用する全ての従業員に対して、雇入時と毎年1回医師による定期健康診断を実施しなければならないと規定しています。

受信拒否に対する対策も必要でしょうか。従業員の健康管理義務は企業側が一定程度負わなければなりません。

◆「改正雇用保険法」実務ポイント◆

☆1 被保険者の適用範囲の拡大

31日以上雇用が継続しないことが明らかな場合以外で、1週間の所定労働時間が20時間以上であれば、雇用保険の被保険者になります。資格取得や喪失手続きの事務手続きが増加するため、保険適用のための被保険者資格取得届については、原則添付書類が不要となっています。

被保険者の適用範囲は拡大したものの、失業給付の受給資格要件は現行制度のままなので、社員には、事前に受給資格要件などを説明しておく必要がありますね。

☆2 雇用保険料率の引き上げ

■雇用保険料率表 (21年度→22年度)

事業の種類	雇用保険料率	事業主負担率	労働者負担率
一般の事業	11/1000 →15.5/1000	7/1000 →9.5/1000	4/1000 →6/1000
農林水産・ 清酒製造業	13/1000 →17.5/1000	8/1000 →10.5/1000	5/1000 →7/1000
建設の事業	14/1000 →18.5/1000	9/1000 →11.5/1000	5/1000 →7/1000

◆改正育児・介護休業法が平成22年6月30日施行◆

改正のポイント

☆1 子育て期間中の働き方の見直し(従業員100人以下はh24.7.1～)
3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主の義務とする。

労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化。

子の看護休暇制度を拡充する

☆2 父親も子育てができる働き方の実現

父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月(現行1歳)までの間に、1年間育児休業を取得可能とする(パパ・ママ育休プラス)。

父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。

配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。

3 仕事と介護の両立支援(従業員100人以下はh24.7.1～)

介護のための短期の休暇制度を創設する(要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日)。

育児介護規定などの見直しが必要になってきます。育児介護休暇などには助成金の種類も多いので積極的な利用をお勧めします。

7月の予定

☆ 算定基礎届 (7月1日から7月10日)

1級土木施工管理技術検定 学科試験

平成22年7月4日(日)

平成22年(2010)6月

1	火	労働保険の年度更新 (6/1～7/10) 平成22年度の京都市・府民税の証明書(課税、所得、納税)の交付はじまる
2	水	
3	木	・1級造園施工管理技術検定試験申込 平成22年5月20日(木)～6月3日(木)
4	金	歯の衛生週間(～10日)
5	土	
6	日	
7	月	
8	火	
9	水	産廃処理業の許可申請にかかる講習会(更新) 京都JA会館((社)京都府農協会館)
10	木	5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付時の記念日
11	金	入梅 サッカーワールドカップ(南アフリカ～7/11)
12	土	
13	日	1級建築施行管理技術検定 学科試験 1級電機建築施行管理技術検定 学科試験 日商簿記検定試験日
14	月	
15	火	
16	水	
17	木	
18	金	
19	土	
20	日	1・2級建設機械施工技術検定試験 父の日
21	月	夏至
22	火	
23	水	
24	木	
25	金	気候が定まらず・暑いのか寒いのか?暖房か冷房か?と思っていましたがやっと初夏らしい日差しになりましたね。 6月下旬からはまた、雨の多い梅雨になるのでしょうか・・・ お野菜が高くならなければいいですね。
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	
30	水	
31	木	4月決算法人の確定申告 10月決算法人の中間申告 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1期分>